

答 申 第 9 8 号
平成26年9月1日
(諮問公第113号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成24年7月1日付けで「鹿児島県警察本部交通部が、管内の、道路交通法違反取締り状況結果を月別・所属別にデータ化した資料（平成24年1月・2月・3月中の分）及びデータの根拠の資料（〇〇）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成24年8月1日付け鹿交指第191号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成24年8月16日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、鹿児島県警察本部交通指導課が管内における道路交通法違反現行犯逮捕取締り状況結果の月別、違反種目別データを統計に入れた資料の開示請求を行ったが、本件非開示理由書によれば、交通法令違反被疑者逮捕報告8件中5件に違反種別項目の入力がなく存否拒否の状況であり、本件対象公文書は、道路交通法違反に係る違反行為の種類を知ることができるものでなければならず、文書の特定は不十分である。

イ 本件処分の不開示理由は専ら鹿児島県情報公開条例第7条第1号及び第4号を引用したものであった。しかしながら、元々審査請求人自体特定個人を識別できる個人情報の開示請求に至っていない。

ウ 道路交通法違反の現行犯逮捕の場合、鹿児島県警察が報道機関へ情報提供を行い、

記事は道路交通法違反の部分をかっこ書きで記載し、住所氏名は実名報道している。報道関係者への情報提供は警察署の副署長が資料配布すると知った。

- エ 対象公文書の13枚目については、〇〇の分であると警察官から聞いており、逮捕日時が平成24年2月と知れるため、日付及び時間のマスキングの必要性はない。
- オ 刑事訴訟法第47条ただし書の規定「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない。」に該当し、鹿児島県情報公開条例第7条第1号ただし書ア及びイ並びに第9条の規定に該当していると言わざるを得ない。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書

ア 平成24年1月中、同年2月中、同年3月中の交通法令違反の逮捕状況等について（以下「開示文書1」という。）

関係所属が平成24年1月中、同年2月中、同年3月中に交通法令違反で逮捕した事件の概要を警察本部へ報告した「交通法令違反被疑者逮捕報告」を元に統計資料として取りまとめたもので、関係所属へ執務資料として通知した文書である。

イ 交通法令違反被疑者逮捕報告（平成24年1月～3月までの〇〇警察署報告分）（以下「開示文書2」という。）

〇〇警察署が平成24年1月から3月までの間に交通法令違反で逮捕した被疑者の事件概要を警察本部へ報告した文書である。

(2) 一部開示決定の理由

ア 開示文書1について

(ア) 「伺い」欄の警察職員（警部及び同相当職以上の職員を除く。）の「印影」

本県警察においては、氏名を慣行として公にしている警察職員の範囲を警部又は同相当職以上の警察職員としており、「伺い」欄の警察職員（警部及び同相当職以上の職員を除く。）の「印影」は、特定の個人を識別することができる情報であつて条例第7条第1号（個人情報）に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

イ 開示文書2について

(ア) 「決裁」欄の警察職員（警部及び同相当職以上の職員を除く。）の「印影」

本県警察においては、氏名を慣行として公にしている警察職員の範囲を警部又は同相当職以上の警察職員としており、「決裁」欄の警察職員（警部及び同相当職以上の職員を除く。）の「印影」は、特定の個人を識別することができる情報であつて条例第7条第1号（個人情報）に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

(イ) 「被疑者」欄

特定の個人を識別することができる情報、若しくは他の情報との比較分析等により特定の個人を識別することができる情報が記録されており、条例第7条第1号の個人情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

(ウ) 「逮捕日時」欄の「日付」及び「時分」、 「逮捕場所」欄、「逮捕種別」欄、「違反種別」欄の一部、「違反日時」欄、「違反場所」欄、「事案の概要」欄の一部、「その他」欄（1月の「12」、2月の「17」及び2月の「18」と記載したものを除く。）の一部

他の情報との比較分析等により特定の個人を識別することができる情報が記録されており、条例第7条第1号の個人情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

(エ) 「逮捕の端緒」欄、「逮捕の必要性」欄、1月の「12」、2月の「17」及び2月の「18」と記載したものの「その他」欄、「送致区分」欄、「予定日時」欄、枠外記入事項

他の情報との比較分析等により特定の個人を識別することができる情報が記録されており、条例第7条第1号の個人情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

また、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号の公共の安全情報に該当し不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年9月12日	諮問を受けた。
10月22日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
10月24日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
12月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成26年3月26日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
6月25日	諮問の審議を行った。（審査請求人から意見を聴取）
8月6日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、これらのうち開示文書1の「伺い」欄の警察職員（警部及び同相当職

以上の職員を除く。)の「印影」、開示文書2の「決裁」欄の警察職員(警部及び同相当職以上の職員を除く。)の「印影」、被疑者」欄、「逮捕日時」欄の「日付」及び「時分」、逮捕場所」欄、「逮捕種別」欄、「違反種別」欄の一部、「違反日時」欄、「違反場所」欄、「事案の概要」欄の一部及び「その他」欄(1月の「12」、2月の「17」及び2月の「18」と記載したものを除く。)の一部を条例第7条第1号、開示文書2の「逮捕の端緒」欄、「逮捕の必要性」欄、1月の「12」、2月の「17」及び2月の「18」と記載したものの「その他」欄、「送致区分」欄、「予定日時」欄並びに枠外記入事項を条例第7条第1号及び第4号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は、対象公文書の特定に異議を申し立てていることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

また、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第1号及び第4号の不開示情報に該当するか並びに審査請求人が主張する条例第9条に該当するかどうかについても検討する。

イ 対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、鹿児島県警察本部交通指導課が管内における道路交通法違反現行犯逮捕取締状況結果を月別、違反種目別データを統計に入れた資料の開示請求を行ったが、開示文書2の8件中5件に違反種別項目の入力がないため文書の特定は不十分だと主張している。

しかしながら、開示文書2の8件全てにおいて違反種別項目の入力があることから、文書の特定が不十分とする審査請求人の主張はあたらない。

また、審査請求人は特定個人を識別できる個人情報の開示請求に至っていないと主張しているが、上記請求内容に対して、実施機関が個人を識別できる個人情報が含まれる開示文書1、開示文書2を特定したことについては、特段の問題はなかったと認められる。

したがって、開示文書1、開示文書2を対象公文書と特定した実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号本文では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又

は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」,「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

本件不開示情報については、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報との比較、分析等により特定の個人を識別することができる情報であることから条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、道路交通法違反の現行犯逮捕の場合、報道機関へまず鹿児島県警察が情報提供を行い、記事は道路交通法違反の部分をかっこ書きで記載し、住所氏名は実名報道していることから、条例第7条第1号ただし書アに該当するので開示すべきであると主張している。

しかしながら、道路交通法違反の逮捕者の公表については、個々の事例ごとに判断しており、全てを慣行として公にしているわけではないことから、同号ただし書アには該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イにも該当するので開示すべきだと主張しているが、審査請求人の主張には何ら具体的な根拠がなく、同号ただし書イに該当しないものと認められ、同号ただし書ウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報は条例第7条第1号に該当すると認められることから、条例第7条第4号該当性については判断するまでもない。

エ 条例第9条（裁量的開示）該当性について

(ケ) 条例第9条

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

(イ) 条例第9条該当性

審査請求人は、対象公文書は条例第9条に該当するので開示すべきだと主張している。

しかしながら、審査請求人の主張には何ら具体的な根拠がなく、本件処分において不開示とした情報は、条例第7条第1号に該当するものと認められるところ、こ

これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される権利利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。

したがって、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。